

滋賀県立

聴覚障害者センター だより

-59号-

発行日／平成22年10月10日
発行所／草津市大路2丁目 11-33

TEL 077-561-6111
FAX 077-565-6101
ホームページ
<http://www.shigajou.or.jp>

また、この集会を主催した聴覚障害者制度改革推進中央本部には財団法人全日本ろうあ連盟、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会と6つの団体が集っています。

その集会で当事者の声や要望を多くの人に伝えようということからこの6団体で『すべての聴覚障害者に情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法制度の実現を求める要望書』の署名運動と『We Love コミュニケーション』パンフレットの普及運動をするということになりました。

2012年以降の障害者施策は当事者が構想していくことになった場合、当事者への手話通訳、要約筆記、触手話通訳、指点字通訳などのさまざまな支援方法を行使することになります。そのため障害者の情報アクセス・コミュニケーションの権利をどのように守るのか、どのうように支援していくのか、今後検討していく必要があります。

備する。

昨冬より「障がい者制度改革推進会議」にて日本の障害者関係の国内法を国連が採択した障害者権利条約に合うよう改正、新法制定に向けて進めています。その会議には聴覚障害者の当事者団体として財団法人全日本ろうあ連盟、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会が参加し、議論に参加しています。

そして今夏、埼玉県で障害者権利条約に基づく国内法の整備、新法を制定をめざす決起集会が開催され、500人が集いました。

集会では次の3項を求めていくア

ピールを参加者一致で採択されました。
① 障害者基本法や障害者差別禁止法で「言語」「コミュニケーション」「情報」の定義や権利規定を明記し、あらゆる場面で情報とコミュニケーションを保障する法整備を行う。

② 法整備に当たっては、施策の基本となる「情報・コミュニケーション法」を創設する。

③ 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定においては、すべての聴覚障害者が福祉サービス、相談支援、当事者支援を受けられる環境を整

くの人に伝えようということからこの6団体で『すべての聴覚障害者に情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法制度の実現を求める要望書』の署名運動と『We Love コミュニケーション』パンフレットの普及運動をするということになりました。



手話通訳者に関する健康の取り組み

ういつまでも健康であるためには、市町との懇談会実施

滋賀県健康管理事業では、県と各

市町、当法人が主体となり登録手話通訳者と要約筆記者が健康に活動を続けられることを目的に、全登録者を対象に特殊検診（頸肩腕障害検診）を実施しています。平成18年度開始から5年目を向かえ、啓発や学習の積み重ねにより事業の目的や検診の意義が徐々に理解され一定の効果が見えてきました。

平成19年度からは、「単独で派遣事業実施している市（大津市、草津市、守山市、彦根市、東近江市）と聴覚障害者センターとの健康に関する会議」を実施しています。県と在住の市に二重登録している通訳者の健康管理のあり方を検討し、情報の共有化や意見交換を行っています。

去る8月26日、聴覚障害者センターにおいて、今年度第1回目の会議を開きました。5市は5月と6月に登録手話通訳者の特殊検診を実施しました。市によって、1次検診（問診票診断）から2次検診とへ、一定の月平均通訳時間を越えた通訳者を対

象に2次検診を、全員に2次検診の案内を送るなど方法は様々ですが、

市の春の検診が定着されました。

また、健康に関する研修会や登録

通訳者との懇談会、検診の結果に応じての面談を行なうなどそれぞれの組みが進められています。

検診の結果については、登録通訳者の了解を得て、法人が実施する秋の検診の結果と合わせてお互いに情報交換しています。

現在の課題として、個々の手話通訳者が県と市の登録として、いつ、

どのような内容で活動しているか、県と市が互いに把握していない現状

では、一定の通訳者に依頼が集中し、連日や長時間の通訳、同日に2件の派遣という場合もあり得ます。個々の通訳者の健康に配慮したコーディネートをどうするかについて協議しています。登録通訳者の人たちの意見を聞くことも必要だと考えます。

学んでいます。

8月のテーマは「上手な医療のかかり方」について県医療福祉推進室の方を講師にお招きしました。講師

の制度に対する課題も見つかり、大変有意義な学習となりました。

いきと健康で活動できるように、今後さらに県と市と連携を深め取組んでいきます。

やつぱり「ミニケーションは生きる権利

～8月・9月のいきいき教室の取り組みから～

これまでの滋賀県内の聴覚障害者の生活実態調査の結果によると、日常生活で困っていることの上位には必ず「病院でのコミュニケーションが困難」が挙がります。「健康であること」「命を大切にすること」は、誰でもが抱く願いではないでしょうか。日曜教室事業（いきいき教室）では、このような実態を踏まえて、8月・9月に健康に関するテーマで学んでいます。

講義を聴いた参加者からは「薬を飲み忘れたら、次の時にまとめて飲んでも構わないか?」「ジエメリック医薬品とは何?」など素朴な質問が飛び交いました。また、「自分の住んでいる地域では、総合病院以外の開業医（かかりつけ医）に手話通訳を派遣してもらえない」など市町における

講義を聴いた参加者からは「薬を飲み忘れたら、次の時にまとめて飲んでも構わないか?」「ジエメリック医薬品とは何?」など素朴な質問が飛び交いました。また、「自分の住んでいる地域では、総合病院以外の開業医（かかりつけ医）に手話通訳を派遣してもらえない」など市町における

9月のテーマは「上手な薬の使い方」について長浜保健所健康衛生課の方に講師をしていただきました。講師からは、「薬は決められた量を決められた方法で飲むことが大切。病院で処方される際も、薬局で市販の薬購入をする際も薬剤師の説明をしっかり聞いて欲しい」との話がありました。

講師からは、「薬は決められた量を決められた方法で飲むことが大切。病院で処方される際も、薬局で市販の薬購入をする際も薬剤師の説明をしっかり聞いて欲しい」との話があ

りました。



聞こえにくいけど1人じゃない

「難聴についての学集会を開催しました」

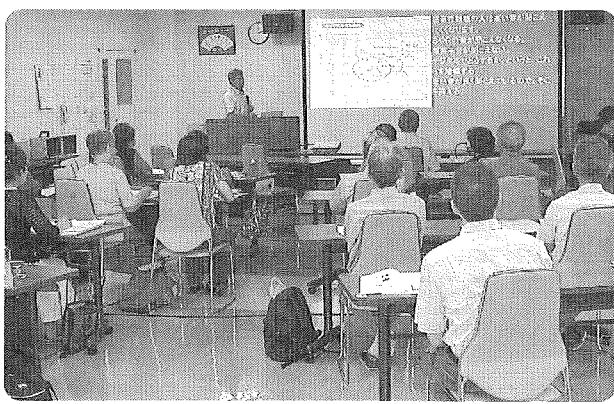
7月24日（土）および8月28日
（土）午後1時から4時、2会場で
標題の講習会を実施しました。

7月23日 (土) 高島市立安曇川公民館において、難聴でお困りの方、その家族などを対象に「難聴に関する講習会」を開催しました。高島市広報への掲載にご協力をいただき、19名の方々に参加いただきました。

1講義目は滋賀医科大学耳鼻科の言語聴覚士柴山寛子先生による講義。「聞こえない原因を知ろう」をテーマにパワーポイントを使い、丁寧に講義をいただきました。音は聞こえているのに、言葉として聞きとれず、意味がわからない。聞き違いのまま理解してしまうことが、難聴という障害の特徴です。

聞こえに不安がある方、ご夫婦で
参加された方、以前の聞こえの巡回
相談に来られた方、難聴者協会会員

引き続き、滋賀県中途失聴難聴者協会事務局長町田晴彦さんによる「補聴器と補聴援助システムについて」講義をいただきました。補聴器の種類や特徴、感音性難聴では、



第25回全国ろうあ者相談員研修会に出席して

アイーナ（岩手県民情報交流センター）にて、第25回全国ろうあ者相談員研修会に中西職員が出席しました。全日本ろうあ連盟福祉対策部の基調報告では、障害者権利条約によって国内法整備の検討が始まり、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法」（仮称）を整備する「総合福祉部会」に全日本ろうあ連盟代表者が当事者として出席しているとの説明がありました。

それから、講義は2コマがあつて
一つ目は「消費者トラブルへの対処
方法について」でした。この内容は、
振り込め詐欺・マルチ商法・キャッシ
ュセールス・クレジットなどの実例
をあげて被害にあうのは高齢の人と
若い人に特に多いです。被害にあつ

てもクーリング・オフ制度や消費者契約法などで効く場合があります。またこのような情報を受けるアンテナが必要であり、未然に被害が防げることなど。そして「地域の消費生활の底上げに努力してもらいたい」と講師からお願ひもありました。

2つ目は、障がい者制度改革推進会議について、全日本ろうあ連盟事務局長の久松氏の講演では、障がい者改革推進会議の内容とポイントや会議の様子などをわかりやすく説明されました。政策的な動きなどの情報報を私たちにどうつなげていくか、全日本ろうあ連盟関係者に情報提供をしているが、ろう相談員や手話相談員に情報が届かないところがありましたので、情報提供の有り方を考えたいと講師が仰っていました。大変興味深い内容であり、何年か後に、結果を含めてのご講演をぜひ期待したいと思っています。その後、事例検討の分科会がありました。

私は初めて参加して感じたことは、相談員の役割や関係機関とのネットワークづくり連携が重要な課題だと考えている。今後は、法律知識をさらに身に付けつつ、現場から学んでききたいと思っている。毎年に研修会に参加し、研鑽していくたいと思います。

コーディネーター研修会

2010年7月21日～23日 コミュニティ

嵯峨野で開催された「コミュニケーション支援事業担当者研修会」に参加しました。この研修会は、全国聴覚障害者情報提供施設協議会が主催するもので、聴覚障害者情報提供施設の手話通訳派遣・要約筆記派遣担当者が全

国から集まり、講義と情報交換、演習など3日間集中で学習をするものです。講義は、きょうがい者制度改革推進会議の状況と今後」から始まり、苦労話や裏話ありで、難しい話しも

とても興味深く学習することができました。また、面接ロールプレイは面接を体験することにより、コミュニケーションの意味や基本

を気づかせられました。たとえば、会話の「うなずき」にはわかつてもらえる安心とともに、と話したいなという気持ちを与えてくれます。

会議の中心は、聴覚障害者情報における手話通訳・要約筆記派遣事業のあり方を考える事です。滋賀からは戸知谷と吉田が参加し、連日苦労されていましたが、滋賀の実情と課題また他地域の苦労されていることや先進地事例などの情報報をたくさん持ち帰ることができました。

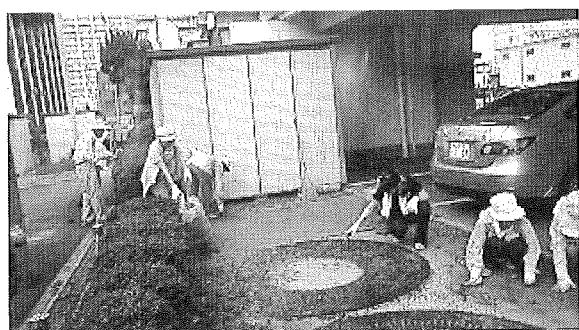
タツノオトシゴ

今年の夏は暑かつたですね。暑い夏が早く終わつて欲しいと思っていましたが、涼しくなつてくると何だか寂しい気分になつてしまつ。夏の終わりを感じながら、秋という読書に運動に食欲に、過ごしやすい楽しい事がたくさん待つてゐる季節の到来に心がウキウキしています。

この暑い夏はいろんな事があり、いろんな事を考える季節になりました。その中で、気になったのが高齢者の行方不明者の数の多さでした。行政の仕事が緩慢で戸籍がそのままになつていて戸籍上ではシーベルトと同じ年という笑い話もありましたね。

でも気になるのは近所の方、親族が気付いていないということ。中には、年金の不正受給という詐欺事件になつたものもありましたが、前から住んでいらっしゃる方がしばらく見かけなかつたら気になるとは思うのですが、気が付いていても声をかけない無関心でいることが今の社会なのかなと考えていました。僕は、家族の顔を見て体調を気にかけ、趣味で集まつてゐる仲間の顔を見なかつた時、毎日見かけるおじいさんがその日に見かけなかつただけで今日はどうしたのかなと気になる。でも、その先に進んで連絡したり、家を訪ねるということはしていません。僕みたいな人がたくさんいたことが行方不明者をたくさん出てしまった原因なのかなと思いました。みなさんは無関心を装うことなく、近所の方とお話をたくさんしていますか?しばらく会つてない人に連絡していますか?もしかしたらみなさんの周りでも行方不明者がいるかもしれませんよ~。

(A・O)



8月21日（土）に社団法人滋賀県ろうあ協会老人部と青年部がセンター周辺の美化作業をしてくださいました。

鎌の数が足りなく、手で摘みざるを得ない状況になつてしまつたのですが、手馴れの老人部が青年部に手ほどき教えてもらいながらの草刈でした。センター周りの植木も丸くなり、きれいになりました。

刈ってくれた雑草などはゴミ袋12袋にもなりました

猛暑の中、本当にありがとうございました。
余談：草刈の後、老人部と青年部は涼しい部屋で交流会を実施したそうです。